

消 防 特 第 90 号
消 防 広 第 117 号
平 成 26 年 5 月 16 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長

} 殿

消防庁特殊災害室長

消防庁広域応援室長

林野火災に対する空中消火の積極的な活用について

林野火災対策の推進については、平素からご尽力いただき感謝申し上げます。

春先は空気が乾燥し、例年 3 月から 5 月は林野火災が発生しやすい時季ですが、特に本年は乾燥気象が続き、1 件あたりの焼損面積が拡大傾向となっております。

林野火災の応急対応等については、「林野火災に対する警戒の強化について」（平成 26 年 1 月 16 日付け消防特第 3 号）、「林野火災に対する警戒強化及び空中消火の積極的な活用について」（平成 21 年 4 月 15 日付け消防特第 69 号、消防広第 138 号）等により、消防防災ヘリコプターの迅速な要請に加え、状況に応じて自衛隊ヘリコプターの派遣要請も行っているところですが、先般発生した大規模な林野火災では、大規模特殊災害時における広域航空消防応援によるヘリコプターの要請から自衛隊ヘリコプターの派遣要請までに数時間要する事案も見受けられました。

林野火災の消火活動には早期消火・延焼拡大防止の観点より迅速な応急対応や資源の集中的投入が求められることから、特に空中消火について下記の事項にご留意のうえ、引き続き林野火災対策に万全を期していただきますようお願いいたします。（別図参照）

また、各都道府県におかれましては、貴管内市町村及び消防本部に対してこの旨周知いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 消防防災ヘリコプターの要請

- (1) 消防本部は、林野火災を覚知した場合、当該消防本部の属する都道府県内の消防防災航空隊へ速やかに第一報を入れ、当該航空隊が出動に備えた消火資機材の装着や準備を早期に行えるようにすること。
- (2) 市町村長は、延焼拡大の危険性、陸上消防部隊の燃焼地点への接近の困難性、人命や家屋への被害拡大の危険性等から判断し、ヘリコプターによる空中消火活動が必要と判断した場合は、当該市町村の属する都道府県の知事又はヘリコプターを有する政令市の市長に対し、消防防災ヘリコプターの要請を速やかに行うこと。
- (3) 市町村長は、延焼状況から被害の拡大が予測され、(2)により出動した消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断した場合は、消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定による要請を速やかに行うこと。ただし、火災規模等から、更に大規模な被害へと拡大する危険性が高く、(2)及び当該要請による消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と見込まれる場合には、直ちに都道府県知事に対し、(4)の消防組織法第44条に基づく大規模特殊災害時における広域航空消防応援によるヘリコプターの要請を求めること。
- (4) 市町村長は、更に大規模な被害へと拡大する危険性が高く、(2)及び(3)により出動した消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断した場合は、都道府県知事に対し、消防組織法第44条に基づく大規模特殊災害時における広域航空消防応援によるヘリコプターの要請を求めること。

2 自衛隊ヘリコプターの要請

市町村長は、1(3)により出動した消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断し、又は困難と見込まれる場合には、時機を逸することなく、自衛隊ヘリコプターの派遣要請を都道府県知事に求める等、速やかに災害拡大防止策を講ずること。

ただし、1(2)による活動体制時においても、火災規模等から、更に大規模な被害へと拡大する危険性が高く、1(2)及び1(3)による消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と見込まれる場合は、直ちに自衛隊ヘリコプターの派遣要請を都道府県知事に求めること。

また、自衛隊が正式派遣要請受理後、速やかに消火活動を実施できるよう、林野火災を覚知した時点から適宜情報提供を行う等、自衛隊と緊密な連携を図ること。

【問い合わせ先】

消防庁特殊災害室	宮崎課長補佐、橘高係長
電話 03-5253-7528 (直通)、Fax 03-5253-7538	
広域応援室	山尾専門官、小泉係長
電話 03-5253-7527 (直通)、Fax 03-5253-7537	

林野火災におけるヘリコプターによる空中消火体制について

